

内部通報者保護に関する規程

第1章 総則

第1条（目的） 本規程は、株式会社ホンジョー（以下「この法人」という。）の内部通報者保護の規程の理念に則り、社員等からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条（責任者） 本規程の運用に関しては、取締役社長を責任者とする。

第3条（社員等の責務）

この法人の全ての役員及び社員等（契約社員・パート・アルバイトを含む。以下同じ。）は、法人内における不正行為を認知したときは、その是正に努めなければならない。

第4条（相談窓口及び通報窓口）

通報処理の仕組み、通報対象行為への該当性等の相談に応じる窓口（以下、「相談窓口」）及び通報を受け付ける窓口（以下、「通報窓口」としてJANPIA（一般財団法人日本民間公益活動連携機構定）のヘルプライン窓口を指定する。

第5条（相談者及び通報者） 相談窓口及び通報窓口の利用者は、当法人の役員、社員、派遣労働者、社員であった者及び当法人の取引事業者の役員及び社員とする。

第6条（通報対象行為）

通報窓口は、当法人の業務において法令違反行為、社内規定違反行為及び倫理綱領違反行為（本規程において「不正行為」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることについての通報を受け付ける。

第7条（情報共有の範囲）

相談又は通報において知り得た情報は、総務部長及び調査チームの構成員に限り、共有することができる。ただし、当該相談者又は通報者の承諾のある場合にはこの限りではない。

第8条（利益相反関係の排除）

相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

第3章 通報の処理

第9条（通報の方法） 相談窓口及び通報窓口の利用方法は電子メールによるものとする。

第10条（調査）

1. 通報された事項に関する事実関係の調査は総務部が行う。
2. 総務部長は、調査する内容に応じ、関連する部署のメンバーから構成される調査チームを設置することができる。

第11条（調査における配慮） 調査担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

第12条（協力義務）

1. 調査担当者は、各部署に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。
2. 各部署は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

第13条（進捗状況の通知） 通報窓口は、調査中、被通報者（不正行為を行い又は行うおそれがあると通報された者をいう。）や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める。

第14条（調査結果） 通報窓口は、調査担当者の調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかにとりまとめ、通報者に対し、その結果を通知する。

第15条（是正措置）

この法人は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

第16条（社内処分）

この法人は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すこととする。ただし、通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

第17条（是正結果の通知）

この法人は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

第18条（フォローアップ）

通報窓口は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

第4章 関係者の責務

第19条（通報者等の保護）

1. 何人も、相談者及び通報者（以下「通報者等」という。）が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。
2. 会社は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すこととする。
3. 会社は、通報者等が相談又は通報したことを理由として通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

第20条（通報者等の秘密及び個人情報等の保護）

1. 会社、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を漏らしはならない。
2. 会社、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を目的外に利用してはならない。
3. 会社は、正当な理由なく前二項の規定に違反した者に対し、就業規則に従って処分を課すこととする。

第21条（相談又は通報を受けた者の責務）

不正行為に関する相談又は通報を受けた者は、相談業務又は通報処理業務に携わる者でない場合であっても、本規程に準じて通報者等の秘密を保護するなどして適正に対応するよう努めなければならない。

第5章 附則

第22条（所管）

本規程の所管は総務部とする。

第23条（改廃等）

本規程の改廃については、株主総会が決定する。

第24条（仕組みの周知等）

1. 相談窓口は、通報処理の仕組み及びコンプライアンス（法令遵守）の重要性について、当社の役員、社員、取引事業者等に対し、十分に周知することとする。
2. 会社は、相談業務又は通報処理業務に携わる者に対して、十分な研修等を行う。

第25条（見直し）

会社は、本規定に基づく是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規定による通報処理の仕組みを改善することとする。

第26条（施行）

本規程は令和3年3月1日（より施行する。